

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	聖ヶ丘保育専門学校
設置者名	学校法人 聖ヶ丘学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
教育・社会福祉 専門課程	第一部幼稚園教員・保育士養成科	夜・通信	7単位	7単位	
	第二部幼稚園教員・保育士養成科	夜・通信	6単位	6単位	
	第一部保育士養成科	夜・通信	7単位	7単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

実務経験のある教員等である旨を明記し、実務経験の内容を記載したシラバスをWebページに公表している。

<https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	聖ヶ丘保育専門学校
設置者名	学校法人 聖ヶ丘学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

法人 web ページに公表 https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	(学)横浜アイリス学園 理事長	2025年5月28日 から4年以内に 終了する会計年 度のうち最終の ものに関する定 時評議員会の終 結の時まで	初等教育に関する 教育的助言
非常勤	(一社)子ども・若者応 援団 寺子屋みらい in 善宗寺 塾長	2025年5月28日 から4年以内に 終了する会計年 度のうち最終の ものに関する定 時評議員会の終 結の時まで	高等教育に関する 教育的助言
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	聖ヶ丘保育専門学校
設置者名	学校法人 聖ヶ丘学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>教員養成機関再指定申請用の文部科学省指定様式に準じて、①授業の到達目標及びテーマ、②授業の概要、③授業計画、④テキスト、⑤参考書・参考資料等、⑥学生に対する評価、等を記載したシラバスを作成し、下記 URL において Web ページに公表している。</p> <p>同一学科における同一科目を異なる教員が担当する場合や、複数の教員により担当する場合は、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ(専任教員・非常勤講師を含む)の場において、担当教員間で検討をおこない、シラバスの統一化を図っている。また、上記の講師打合せの機会を通じてシラバスの実質化を図り、シラバスの記載内容に即した授業の運用をおこなっている。</p> <p>シラバスの公表時期は開講の前年度末としている。</p>	
授業計画書の公表方法	https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>各科目の単位認定は、学則第 10 条第 7 項の規定「評点は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可として合格とする。但し、追試験は 80 点、再試験は 60 点を上限とする。」に従い、100 点満点の評点により評価をおこなっている。評価資料としては、「出席」による加点・減点は認めず、「試験」「レポート」を初めとして学習意欲等を評価対象とする場合においても、「課題の提出状況」や「グループワークでの積極的発言」など、可能な限り客観的な指標を用い、点数の配分(%)をシラバスに明記している。なお、同一学科における同一科目を異なる教員あるいは複数の教員が担当する場合で、「参加態度」等を評価資料とする科目では、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ(専任教員・非常勤講師を含む)の場において、事前に担当教員間で検討をおこない、評価基準の統一化を図っている。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校では全ての科目において 100 点満点の評点を用いていることから、履修すべき科目の評点の平均点を成績評価の指標とすることとし、下記 web ページにおいてその旨の公表をしている。なお、平均点の算出に際しては、修学規程第 24 条「欠席等により試験が受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。」により追試験をおこなった科目の評点は 80 点、修学規程第 25 条「履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。」により再試験をおこなった科目の評点は 60 点を上限として定めている。また、修学規程第 26 条「欠席等により履修認定の要件を満たさず、あるいは、成績評価において不合格となった科目は、次</p>	

学期以降に開講された同じ科目を再度履修（以下「再履修」という。）し、単位を取得しなければならない。」に定められた再履修の要件のうち、評点に基づく「不可」以外の理由で再履修が確定した科目については評点を 0 点として平均点の算出をおこなう。

また、教員の会議において、学期ごとに各学生の成績評価（各科目の評点の素点および全科目の平均点）を資料として修学状況を確認し、学生指導のあり方を検討している。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

○ 第一部幼稚園教員・保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第 7 条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

○ 第二部幼稚園教員・保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第 7 条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 3年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

○ 第一部保育士養成科

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第 7 条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2年間のカリキュラムの履修を通し、保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、保育現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、保育現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	(ディプロマ・ポリシー) https://hijiri.ac.jp/about/diplomapolicy/ (卒業の認定に関する方針) https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/
----------------------	---

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	聖ヶ丘保育専門学校
設置者名	学校法人 聖ヶ丘学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/
財産目録	https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/
事業報告書	https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/
監事による監査報告（書）	https://hijiri.ac.jp/hq/disclosure/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉 専門課程	第一部幼稚園教員・ 保育士養成科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	90	37	38	10	0	5
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		184人	0人	6人	38人	44人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

教員養成機関再指定申請用の文部科学省指定様式に準じて、①授業の到達目標及びテーマ、②授業の概要、③授業計画、④テキスト、⑤参考書・参考資料等、⑥学生に対する評価、等を記載したシラバスを作成し、Web ページに公表している。

同一学科における同一科目を異なる教員が担当する場合や、複数の教員により担当する場合は、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ（専任教員・非常勤講師を含む）の場において、担当教員間で検討をおこない、シラバスの統一化を図っている。また、上記の講師打合せの機会を通じてシラバスの実質化を図り、シラバスの記載内容に即した授業の運用をおこなっている。

シラバスの公表時期は開講の前年度末としている。

成績評価の基準・方法

（概要）

各科目の単位認定は、学則第10条第7項の規定「評点は100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可として合格とする。但し、追試験は80点、再試験は60点を上限とする。」に従い、100点満点の評点により評価をおこなっている。評価資料としては、「出席」による加点・減点は認めず、「試験」「レポート」を初めとして学習意欲等を評価対象とする場合においても、「課題の提出状況」や「グループワークでの積極的発言」など、可能な限り客観的な指標を用い、点数の配分（%）をシラバスに明記している。なお、同一学科における同一科目を異なる教員あるいは複数の教員が担当する場合で、「参加態度」等を評価資料とする科目では、毎年度の授業開始前に開催している講

師打合会（専任教員・非常勤講師を含む）の場において、事前に担当教員間で検討をおこない、評価基準の統一化を図っている。

本校では全ての科目において 100 点満点の評点を用いていることから、履修すべき科目の評点の平均点を成績評価の指標とすることとし、web ページにおいてその旨の公表をしている。なお、平均点の算出に際しては、修学規程第 24 条「欠席等により試験が受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。」により追試験をおこなった科目の評点は 80 点、修学規程第 25 条「履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。」により再試験をおこなった科目の評点は 60 点を上限として定めている。また、修学規程第 26 条「欠席等により履修認定の要件を満たさず、あるいは、成績評価において不合格となった科目は、次学期以降に開講された同じ科目を再度履修（以下「再履修」という。）し、単位を取得しなければならない。」に定められた再履修の要件のうち、評点に基づく「不可」以外の理由で再履修が確定した科目については評点を 0 点として平均点の算出をおこなう。

また、教員の会議において、学期ごとに各学生の成績評価（各科目の評点の素点および全科目の平均点）を資料として修学状況を確認し、学生指導のあり方を検討している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第 7 条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議（「卒業判定会議」）を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2 年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

学修支援等

（概要）

個別相談・指導等の対応については、個人相談、学校カウンセラーの配置。長期欠席者への指導等の対応については、クラス担任（原則 1 クラス 2 名体制）の専任教員から電話・メールによる指導。保護者への連絡。場合によっては、後日三者面談の実施。

また、特別の事由により出席回数が授業回数の 3 分の 2 に満たない科目のある者については、科目担当教員による対面授業で授業内容を補償する特別補講（授業回数 15 回の科目は 1 回、30 回の科目は 2 回を上限）をおこなっている。また、欠席等により試験が受けられなかった場合は追試験を、履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
50 人 (100%)	0 人 (0%)	49 人 (98%)	1 人 (2.0%)

（主な就職、業界等）

幼稚園、保育所、認定こども園、保育所以外の児童福祉施設等

(就職指導内容) 履歴書の作成、求人票の見方、見学活動の流れ、面接試験対策、就職作文指導、関連団体からの招聘講師による講話の実施
(主な学修成果(資格・検定等)) 幼稚園教諭二種免許状、保育士
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
153 人	17 人	11.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更、学業不振等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校独自の特別奨学金制度及び日本学生支援機構の奨学金の推奨をおこなうとともに出席管理システムを基に学生を呼び出し、個別指導をおこなっている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉 専門課程	第二部幼稚園教員・ 保育士養成科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	夜	88	37	36	10	0	5
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
200 人		109 人	0 人	4 人	39 人	43 人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 教員養成機関再指定申請用の文部科学省指定様式に準じて、①授業の到達目標及びテーマ、②授業の概要、③授業計画、④テキスト、⑤参考書・参考資料等、⑥学生に対する評価、等を記載したシラバスを作成し、Web ページに公表している。 同一学科における同一科目を異なる教員が担当する場合や、複数の教員により担当する場合は、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ (専任教員・非常勤講師を含む) の場において、担当教員間で検討をおこない、シラバスの統一化を図っている。また、上記の講師打合せの機会を通じてシラバスの実質化を図り、シラバスの記載内容に即した授業の運用をおこなっている。 シラバスの公表時期は開講の前年度末としている。
成績評価の基準・方法
(概要) 各科目の単位認定は、学則第 10 条第 7 項の規定「評点は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可として合格とする。但し、追試験は 80 点、再試験は 60 点を上限とする。」に従い、100 点満点の評点により評価をおこなっている。評価資料

としては、「出席」による加点・減点は認めず、「試験」「レポート」を初めとして学習意欲等を評価対象とする場合においても、「課題の提出状況」や「グループワークでの積極的発言」など、可能な限り客観的な指標を用い、点数の配分(%)をシラバスに明記している。なお、同一学科における同一科目を異なる教員あるいは複数の教員が担当する場合で、「参加態度」等を評価資料とする科目では、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ(専任教員・非常勤講師を含む)の場において、事前に担当教員間で検討をおこない、評価基準の統一化を図っている。

本校では全ての科目において100点満点の評点を用いていることから、履修すべき科目の評点の平均点を成績評価の指標とすることとし、webページにおいてその旨の公表をしている。なお、平均点の算出に際しては、修学規程第24条「欠席等により試験が受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。」により追試験をおこなった科目の評点は80点、修学規程第25条「履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。」により再試験をおこなった科目の評点は60点を上限として定めている。また、修学規程第26条「欠席等により履修認定の要件を満たさず、あるいは、成績評価において不合格となった科目は、次学期以降に開講された同じ科目を再度履修(以下「再履修」という。)し、単位を取得しなければならない。」に定められた再履修の要件のうち、評点に基づく「不可」以外の理由で再履修が確定した科目については評点を0点として平均点の算出をおこなう。

また、教員の会議において、学期ごとに各学生の成績評価(各科目の評点の素点および全科目の平均点)を資料として修学状況を確認し、学生指導のあり方を検討している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第7条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議(「卒業判定会議」)を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 3年間のカリキュラムの履修を通し、教育者及び保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び教育・保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、教育・保育の現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 教育実習及び保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、教育・保育の現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

学修支援等

(概要)

個別相談・指導等の対応については、個人相談、学校カウンセラーの配置。

長期欠席者への指導等の対応については、クラス担任(原則1クラス2名体制)の専任教員から電話・メールによる指導。保護者への連絡。場合によっては、後日三者面談の実施。

また、特別の事由により出席回数が授業回数の3分の2に満たない科目のある者については、科目担当教員による対面授業で授業内容を補償する特別補講(授業回数15回の科目は1回、30回の科目は2回を上限)をおこなっている。また、欠席等により試験が受けられなかった場合は追試験を、履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業者数	進学者数		
	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
44人 (100%)	0人 (0%)	39人 (88.6%)	5人 (11.4%)

(主な就職、業界等) 幼稚園、保育所、認定こども園、保育所以外の児童福祉施設等
(就職指導内容) 履歴書の作成、求人票の見方、見学活動の流れ、面接試験対策、就職作文指導、関連団体からの招聘講師による講話の実施
(主な学修成果(資格・検定等)) 幼稚園教諭二種免許状、保育士
(備考)(任意記載事項) 2026年度より募集定員を40名に変更したため、総定員数は200名(第1学年40名、第2学年80名、第3学年80名)となっている。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
120人	8人	6.7%
(中途退学の主な理由) 経済的事情、進路変更、精神的理由等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校独自の特別奨学金制度及び日本学生支援機構の奨学金の推奨をおこなうとともに出席管理システムを基に学生を呼び出し、個別指導をおこなっている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉 専門課程	第一部保育士養成科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	77	35	33	6	0	3
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		33人	0人	6人	30人	36人	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 教員養成機関再指定申請用の文部科学省指定様式に準じて、①授業の到達目標及びテーマ、②授業の概要、③授業計画、④テキスト、⑤参考書・参考資料等、⑥学生に対する評価、等を記載したシラバスを作成し、Webページに公表している。 同一学科における同一科目を異なる教員が担当する場合や、複数の教員により担当する場合は、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ(専任教員・非常勤講師を含む)の場において、担当教員間で検討をおこない、シラバスの統一化を図っている。また、上記の講師打合せの機会を通じてシラバスの実質化を図り、シラバスの記載内容に即した授業の運用をおこなっている。 シラバスの公表時期は開講の前年度末としている。
成績評価の基準・方法

(概要)

各科目の単位認定は、学則第 10 条第 7 項の規定「評点は 100 点を満点とし、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可として合格とする。但し、追試験は 80 点、再試験は 60 点を上限とする。」に従い、100 点満点の評点により評価をおこなっている。評価資料としては、「出席」による加点・減点は認めず、「試験」「レポート」を初めとして学習意欲等を評価対象とする場合においても、「課題の提出状況」や「グループワークでの積極的発言」など、可能な限り客観的な指標を用い、点数の配分 (%) をシラバスに明記している。なお、同一学科における同一科目を異なる教員あるいは複数の教員が担当する場合で、「参加態度」等を評価資料とする科目では、毎年度の授業開始前に開催している講師打合せ(専任教員・非常勤講師を含む)の場合において、事前に担当教員間で検討をおこない、評価基準の統一化を図っている。

本校では全ての科目において 100 点満点の評点を用いていることから、履修すべき科目の評点の平均点を成績評価の指標とすることとし、web ページにおいてその旨の公表をしている。なお、平均点の算出に際しては、修学規程第 24 条「欠席等により試験が受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。」により追試験をおこなった科目の評点は 80 点、修学規程第 25 条「履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。」により再試験をおこなった科目の評点は 60 点を上限として定めている。また、修学規程第 26 条「欠席等により履修認定の要件を満たさず、あるいは、成績評価において不合格となった科目は、次学期以降に開講された同じ科目を再度履修(以下「再履修」という。)し、単位を取得しなければならない。」に定められた再履修の要件のうち、評点に基づく「不可」以外の理由で再履修が確定した科目については評点を 0 点として平均点の算出をおこなう。

また、教員の会議において、学期ごとに各学生の成績評価(各科目の評点の素点および全科目の平均点)を資料として修学状況を確認し、学生指導のあり方を検討している。

卒業・進級の認定基準

(概要)

教育課程修了認定は、ディプロマ・ポリシーで各学科に設定した能力及び学則第 7 条に規定された所定の単位を修得した者について教員の会議(「卒業判定会議」)を得ておこなっている。教育課程修了認定を受けた者に対し、卒業を認定し、専門士称号を授与している。

- 1 2 年間のカリキュラムの履修を通し、保育者としての使命感と人間愛に支えられた知識及び保育の専門家としての能力を身につける。
- 2 音楽、造形及び身体等の表現を重視したカリキュラムの編成により、保育現場で必要とされる技能及びコミュニケーション能力を身につける。
- 3 保育実習を通して、理論と実践の一体化を図り、保育現場で即戦力として通用する実践的能力を身につける。

学修支援等

(概要)

個別相談・指導等の対応については、個人相談、学校カウンセラーの配置。

長期欠席者への指導等の対応については、クラス担任(原則 1 クラス 2 名体制)の専任教員から電話・メールによる指導。保護者への連絡。場合によっては、後日三者面談の実施。

また、特別の事由により出席回数が授業回数の 3 分の 2 に満たない科目のある者については、科目担当教員による対面授業で授業内容を補償する特別補講(授業回数 15 回の科目は 1 回、30 回の科目は 2 回を上限)をおこなっている。また、欠席等により試験が受けられなかった場合は追試験を、履修認定のための試験及びレポートで不合格となった科目は、再試験を受けることができる。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
11人 (100%)	0人 (0%)	10人 (90.9%)	1人 (9.1%)
（主な就職、業界等） 保育所、保育所以外の児童福祉施設等			
（就職指導内容） 履歴書の作成、求人票の見方、見学活動の流れ、面接試験対策、就職作文指導、関連団体からの招聘講師による講話の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） 保育士			
（備考）（任意記載事項） 2026年度より募集停止			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
33人	6人	18.2%
（中途退学の主な理由） 進路変更、学業不振、経済的事情等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 本校独自の特別奨学金制度及び日本学生支援機構の奨学金の推奨をおこなうとともに出席管理システムを基に学生を呼び出し、個別指導をおこなっている。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
第一部幼稚園教員・ 保育士養成科	300,000円	630,000円	400,000円	施設設備費、教育充実費
第二部幼稚園教員・ 保育士養成科	300,000円	420,000円	350,000円	施設設備費、教育充実費
第一部保育士養成科	300,000円	430,000円	400,000円	施設設備費、教育充実費
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
入学金の徴収にあたっては、給付型奨学金採用候補者のうち、申請があった者に対して減免額相当額の徴収を猶予している。加えて、日本学生支援機構奨学金の入学時特別増額貸与を申し込んでいる者に対して、入学時特別増額貸与の申込金額を上限として、徴収を入学後の5月末日まで猶予している。なお、前期分授業料等の徴収は入学後である。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
(備考)		
専修学校につき第三者評価は実施していない。なお、代替として学校関係者評価を実施しており、その結果は以下のホームページにて公表済みである。 https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hijiri.ac.jp/about/disclosure/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114310000358
学校名 (〇〇大学 等)	聖ヶ丘保育専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人聖ヶ丘学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		97人 (57) 人	88人 (49) 人	101人 (59) 人
内 訳	第Ⅰ区分	40人	32人	
	(うち多子世帯)	(一 人)	(一 人)	
	第Ⅱ区分	12人	13人	
	(うち多子世帯)	(一 人)	(一 人)	
	第Ⅲ区分	一 人	一 人	
	(うち多子世帯)	(一 人)	(一 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	一 人	12人	
	区分外 (多子世帯)	25人	22人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				101人 (59) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	— 人	— 人	— 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0 人	0 人	— 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	— 人	— 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	— 人	0 人
計	— 人	— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	0人
後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	一人	一人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	一人	一人	一人
計	一人	一人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。